

大磯町新庁舎整備事業
募集要項等に関する第 1 回質問への回答

令和 6 年 10 月 18 日

大 磯 町

募集要項 質問回答

No	頁	1.	1.1	(1)	ア	①	項目等	質問内容	回答
1	3	4.	4.4			③	4.4事業の対象となる公共施設	③外構の擁壁には基本計画に記載の津波防護壁も含まれているのでしょうか？	基本計画から見直しを行い、津波防護壁は不要です。
2	7	6.	6.1				6.1応募者の構成等	「設計事務所等」の定義・範囲をご教示願います。そこに建設会社は含まれますでしょうか。	前段：単体企業又は特定建設工事共同企業体(JV)とグループを組成する企業となります。 後段：「設計事務所等」に建設会社は含まれます。
3	9	6.	6.3	(2)	ウ		(2)建設業務に係る要件	総合評点910点以上であることを証する書類は経営事項審査結果通知書の写しを提出すればよろしいでしょうか。もしくは大磯町の競争入札参加資格認定通知書の写しを提出すればよろしいでしょうか。	本町にて、「かながわ電子入札共同システム」に登録されている「経営審査事項」の内容により確認を行うため、総合評点910点以上であることを証する書類の提出は不要です。
4	9	6.	6.3	(2)	エ		(2)建設業務に係る要件	特定建設工事共同企業体で参加の場合、代表構成員に実績があれば構成員の実績は求められないでしょうか。	お見込みのとおりです。募集要項を修正します。
5	11	6.	6.4				6.4実施体制	設計管理技術者と工事監理業務管理技術者、設計主任技術者(建築総合)と工事監理業務主任技術者(建築)の兼任は認められるのでしょうか？	認められません。
6	12	6.	6.4	(5)			(5)建設主任担当者	申請する企業に電気設備及び機械設備の建設主任担当者がいない場合は下請企業より選定してもよろしいでしょうか。	不可とします。JVの構成企業又は応募グループの協力企業から選定してください。
7	13	7.	7.1		ウ		7.1公告、参加表明等の日程	第1回質問の回答が令和6年10月下旬と記されておりますが、質問の回答によっては参加可否の判断に影響が出る懸念があるため、回答の公表は予定より早めていただくことはできますでしょうか。	回答可能な質問から令和6年10月下旬までに順次公表します。

No	頁	1.	1.1	(1)	ア	①	項目等	質問内容	回答
8	16	10.	10.2 10.3				10.2募集要項等に関する第1回質問・回答 10.3募集要項等に関する第2回質問・回答	第1回質問及び第2回質問については質問受付期間内であれば複数回提出してもよろしいでしょうか。	募集要項等に関する第2回質問の受付期間内であれば複数回提出しても問題ありません。
9	17	11.					11.参加表明書及び参加資格審査に係る提出書類の受付	単独企業+設計事務所等とのグループで参加の場合、提出者名についての表記方法に何か特段の定めがありますでしょうか。	定めはありません。
10	17	11.					11.参加表明書及び参加資格審査に係る提出書類の受付	特定建設工事共同企業体+設計事務所とのグループでの参加の場合、提出者名についての表記方法に何か特段の定めがありますでしょうか。	定めはありません。
11	18	12.	12.4		オ		12.4応募に関する留意事項	受発注間における責任負担に関するリスク分担を示すものはございますでしょうか。	受発注間における責任負担に関するリスク分担を示す資料はありません。リスク分担については、業務契約書(案)をご参照ください。
12	18	12.	12.4		カ		12.4応募に関する留意事項	業務開始までに期間があり配置予定技術者が定まらない場合は要件を満たす技術者を複数名提出することはできますでしょうか。	要件を満たす配置予定技術者をそれぞれ1名定めたうえで技術提案書の提出時に明記してください。ただし、技術提案書に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合は、設計業務に係る配置予定技術者を除き、募集要項、P.18、12.4、カを以て、当初の配置予定技術者と同等以上の者に変更することを認めます。

要求水準書 質問回答

No	本編	添付資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
1	○		5	第1章	第5節		(1)				(1)法令	(3)法的条件 エ 造成工事などの切土盛土以外で都市計画法第29条の開発行為が必要となる要件はないものとして考えて宜しいでしょうか？	「区画の変更」及び「形の変更」について、許可権者との協議が必要です。
2	○		40	第3章	第4節	2.	(2)			xii)	(2)構内情報通信網設備	サーバー室は免震構造とありますが、必須でしょうか	床免震などにより、機器に直接地震の揺れを伝えない構造とすることを必須としています。
3	○		-								要求水準書全体	津波想定レベルTP17.2mとは敷地においてどのレベルでしょうか。配置図に示された13.0や14.0はTPレベルでしょうか？	「添付資料1 事業予定地 現況平面図(参考)」を提示しますので参照ください。正確なレベルについては、設計業務にて測量を実施して確認してください。
4		○									資料4「事業予定地地質調査報告書」	4事業予定地 境界確定図のデータ配布はCADデータでの配布は可能でしょうか？	「資料5 事業予定地 境界確定図」のCADデータのデータ配付は可能です。 配布方法については、参加表明書及び参加資格審査に係る提出書類の提出があり、参加資格を満たす応募者に対して、「データ配付」にて提供します。
5		○									資料11「既存施設図面」	11既存施設図面はCADデータでの配布での配布は可能でしょうか？(特に配置図)	一般図のCADデータの配布は可能です。 配布方法については、参加表明書及び参加資格審査に係る提出書類の提出があり、参加資格を満たす応募者に対して、「データ配付」にて提供します。
6		○									-	現況敷地の高低差のわかる資料の貸与は可能でしょうか？	参考資料として、平成4年に実施した敷地測量の現況平面図を提示しますのでご参照ください「添付資料1 事業予定地 現況平面図(参考)」。

様式集 質問回答

No	項目等	質問内容	回答
1	様式1 守秘義務 誓約書	提出者の名称は代表企業者名でしょうか。もしくはJV・応募グループ名でしょうか。	提出者は、代表者名としてください。JV・応募グループでの参加を希望の場合は、代表企業の代表者名(受任者名)を記載してください。
2	様式3-1 (応募グループ用) 参加表明	(構成員)と表記されている箇所は(協力企業)と読み替えてもよろしいでしょうか。	誤りのため、様式3-1を以下に示すとおり修正します。 (誤)構成員 (正)協力企業
3	様式3-2 参加資格 確認書 イ	工事概要の「複合施設の内容」は施設用途が複合施設の場合のみ記入と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。複合施設の場合は、別用途(類型四業務施設第2類以外)全てについて、記載してください。
4	様式3-2 参加資格 確認書 (建設業務)	代表企業以外の構成員及び協力企業の実績も募集要綱6.3(2)エが適用されるのでしょうか。	代表企業以外の構成員及び協力企業については、募集要綱6.3(2)エの要件は不要です。そのため、様式集3-2について、以下に示すとおり修正します。 ・代表企業以外の構成員及び協力企業の欄 エ 削除
5	様式4 特定建設 工事共同 企業体 協定書	設計事務所を含めた応募グループでの参加の場合も共同企業体協定書は必要でしょうか。	JVと設計事務所等で構成される応募グループの場合は、ご提出ください。

事業者選定基準 質問回答

No	頁	1.	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	-					参加者が1者だった場合は、本プロポーザルは成立するのをご教示願います。	応募者が1者の場合においても成立します。
2	4				別表1 実績・体制評価基準(10点)	A 企業実績 ア 応募者の業務実績 「応募グループの場合は代表企業・構成員のいずれか」の「構成員」を「協力企業」と読み替えてもよろしいでしょうか。	誤りのため、別表1 A企業実績 を以下に示すとおり修正します。 ア応募者の業務実績 (誤)(前略)代表企業・構成員のいずれか(後略) (正)(前略)代表企業・構成員・協力企業のいずれか(後略)
3	5				別表2 技術提案評価基準(80点)	A 業務全般 オ 地域振興・地域経済への貢献の提案 「町内企業」の定義として、町内本店だけでなく、町内に存する支店・営業所業者も含めて考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	5				別表2 技術提案評価基準(80点)	A 業務全般 オ 地域振興・地域経済への貢献の提案 提案価格には含まれず本事業を行うことにより事業者が町内企業へ発注・調達する金額についての評価はされないのでしょうか。	提案価格に含まれない貢献金額については、オ 地域振興・地域経済への貢献の提案 の評価対象とはなりません。 なお、町内貢献金額については町内企業のみを対象とし、県内貢献金額は町内を除く県内企業を対象として評価します。

No	頁	1.	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
5	5				別表2 技術提案評価基準(80点)	A 業務全般 オ 地域振興・地域経済への貢献の提案 ①の解釈として ・町内貢献金額の割合(定量評価) ・県内貢献金額に関する具体的な提案(定性評価) と理解すればよろしいでしょうか。	一部誤りのため、A 業務全般 オ 地域振興・地域経済への貢献の提案 ①を以下に示すとおり修正します。 (誤)町内企業への発注や町内調達の貢献金額(以下、町内貢献金額)の割合及び県内企業への発注や県内調達の貢献金額※(以下、県内貢献金額)に関する具体的な提案 (正)町内企業への発注や町内調達の貢献金額(以下、町内貢献金額)の割合及び県内企業への発注や県内調達の貢献金額※(以下、県内貢献金額)の割合に関する具体的な提案 ①については、町内又は県内貢献金額の割合について、具体的な提案があった場合に加点を行うものであり、定性的な評価を含むものではありません。

業務契約書(案) 質問回答

No	頁	第1章	第1条	1	項目等	質問内容	回答
1	22	第3章	第61条	5		本項における「これ」とは何を指すのかご教示願います。	「現場代理人及び主任技術者等」を指します。なお、関連して募集要項6.4実施体制について、現場代理人と監理技術者の兼務が可能となるよう修正します。
2	23	第3章	第63条			現場代理人の兼任可能範囲は統括責任者だけではないでしょうか。	業務契約書(案)質問回答NO.1をご参照ください。
3	30	第3章	第81条			新型コロナウイルス等の感染症の再拡大による影響は不可抗力という認識でよろしいでしょうか。	個別の事象に応じて本町との協議によります。
4	30	第3章	第81条			社会情勢に起因した急激な資材不足による工事遅延の場合は不可抗力という認識でよろしいでしょうか。	個別の事象に応じて本町との協議によります。